



2025年12月19日

各 位

上場会社名	ノリタケ株式会社
代表者	代表取締役社長 東山 明
(コード番号	5331 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先	総務室長 林 祥史
(TEL	052-561-7145)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	28,103,498株
今回の分割により増加する株式数	28,103,498株
株式分割後の発行済株式総数	56,206,996株
株式分割後の発行可能株式総数	159,000,000株

(3) 分割の日程

基準日 公告日（予定）	2026年3月13日（金）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。 (下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7,950万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>15,900万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年12月19日（金）
効力発生日	2026年4月1日（水）

4. 配当金について

本株式分割は2026年4月1日を効力発生日としており、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

5. 株主優待制度について

株主優待制度につきましては、株式分割後も対象及び内容を維持いたしますので、実質的に株主優待制度拡充となります。

なお、本株式分割は2026年4月1日を効力発生日としており、2026年3月31日を基準日とする株主優待制度につきましては、株式分割前の株式数を基準とした現行制度の適用となります。

<ご参考：株主優待制度の概要>

対象基準：

所有株式数	優待券の発行枚数
100株～499株	1枚
500株～999株	2枚
1,000株以上	3枚

基準日：3月31日

内容：商品割引優待券（総額表示価格より25%引き）

以上